

## 第5回長野県高等学校入学者選抜制度等検討委員会

日時：平成29年12月15日（金）午前9時30分～11時30分

場所：長野県庁8階 教育委員会室

### 1 開会

事務局（宮本教育幹）：皆さん、おはようございます。本日は朝早くからお集まりいただきまして誠にありがとうございます。それでは皆さんお揃いですので、ただ今から第5回長野県高等学校入学者選抜制度等検討委員会を開催いたします。

本日はすけれども、概ね11時半頃を終了の目途とさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。委員の皆様のお机の上には第4回までの委員会で使用しました資料をファイルにしておりますので必要に応じてお使いください。それでは開会にあたりまして菅沼教育次長からごあいさつを申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

### 2 教育委員会あいさつ

菅沼教育次長：おはようございます。第5回目の長野県高等学校入学者選抜制度等検討委員会ということで、朝早く、しかもこの年末、あと2週間ほどで年も暮れるというお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

前回までの議論をもとにしまして、本日は報告書の素案について検討していただくということになります。ただ、今までの中で一部の項目についてはまだ十分な議論がなされていないというところもあったかと思っておりますので、本日は時間短いわけですが、今まで以上に委員の皆様から今後の望ましい入試制度のあり方について、その方向性に向けてのご意見をいただければありがたいと思っております。

今回と次回で委員会も終了を迎えるということで充実した報告書を作っておりますようによろしくお願い申し上げます。本日はよろしくお願い申し上げます。

### 3 資料確認

事務局（宮本教育幹）：それでは次第の3番、資料確認ということで、よろしくお願い申し上げます。本日常田委員さんが所用で欠席されますのでご承知いただければと思います。

本日の資料ですが、第5回検討委員会の次第、それと資料が冊子になってございます。それともう一つが、冊子になっておりますが「長野県公立高等学校入学者選抜に関する報告書」、これは素案でございますので、部外秘ということで委員の皆様だけにお渡しした資料でございますので、会議終了後に一旦回収させていただきますので、その資料をご確認いただければと思います。それと発言の際には毎回マイクをお使いください。それでは次第に従いまして4番の協議事項に入りますので藤森委員長様よりよろしくお願い申し上げます。

### 4 協議事項

藤森委員長：皆さんおはようございます。5回目になりましたけれどもどうぞよろしくお願い申し上げます。短い時間で話し合わなければならない事項がたくさんございますので、ただそれに追われず、大事なところはきちんと議論していただければと存じます。

## (1) 第4回委員会のまとめ

藤森委員長：それでは次第の流れに従いまして、進めてまいりますけれども、まず協議事項の(1)第4回委員会のまとめでございますけれども、協議事項として記載されておりますが、前回の委員会のまとめでございますので、内容は報告事項でございます。これにつきまして、教育委員会の事務局からご説明をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

事務局（塩野課長）：お願いいたします。1ページから10ページが第4回の委員会のまとめとなっております。第3回のまとめとともに2番以降が各論点について論議をしていただいたそのものをそれぞれの委員さんの発言として基本的にはまとめてございます。11ページ以降が報告書のメインとなる内容になります。いくつかの項目につきましては先ほどもありましたとおり、さまざまなご意見をいただいておりますが、まとめの段階としてあくまでたたき台として11ページ以降にお示ししてございます。今回それぞれについて議論深めていただきたいと考えております。

10ページまでの第4回のまとめにつきましては一つひとつ取り上げての説明は省略させていただきますと思います。

藤森委員長：今日は特にこのあと報告書案の作成について、皆様から忌憚のないご意見を頂戴したいところに時間を割きたいと思っておりますので、特にこのまとめについてご質問等ありましたら、お願いしたいのですけれどもいかがでしょうか。どうぞ。

木下委員：お願いします。前回の委員会のまとめに直接ではないですが、県教組は11月21日にこの高校入試制度等の検討にかかわる申し入れをさせていただきました。6点にわたって申し入れ事項内容を提出しております。とりわけ11月の定例教育委員会において「高校改革 夢に挑戦する学び」のスケジュール13ページですが、そちらの中でこの委員会の報告書は2月に出来る予定なわけですが、まだ全く策定されていない、議論になっていない報告書に基づいてアドミッション・ポリシーを反映した入学者選抜制度の改革やすべての高校で3つの方針を策定というように書き込まれていることに対して大変大きな問題だというふう感じております。この点について事務局からの説明を求めます。お願いします。

藤森委員長：事務局お願いします。

事務局（塩野課長）：アドミッション・ポリシー等の学びの改革にかかわることにつきましては、学びの改革で現在たたき台として11月に出させていただきますとおりであります。それから今回の素案につきましては、あとで議論いただくかとは思いますが、第4回の中で5ページにありますとおり、小林委員のほうから第4回目の意見として各校独自の方法でアドミッション・ポリシーにつながる特色ある個別選抜を行う等のご意見、あるいは6ページにございますとおり、藤村委員長のほうから、真ん中ですが、DP→CP→APという発想が非常に大事であると、県としてある一定の基準を出していく方向性が大切だと思うと、こんなご意見も頂戴している中での、今日のご議論に結び付けていただければと思います。

木下委員：ご意見があったことはわかりますが、それがあたかも報告書の結論であるかのように記載されているというふうに感じます。いかがでしょうか。

事務局（塩野課長）：本日11ページ以降で取り上げてご議論いただければと思いますけれども。

木下委員：11月の定例教育委員会でも出されました資料の13ページに検討委員会の報告書に基づい

てアドミッション・ポリシーを反映した入学者選抜制度の改革、あるいはすべての高校で3つの方針を策定するというような記載になっています。まだ決定していない報告書の内容についてこのように書かれていることに大きな問題を感じています。

事務局（塩野課長）：それも含めて、本日委員会の中でご議論いただければと思いますけれども。

藤森委員長：よろしいですか。

木下委員：納得はできませんけれども。

藤森委員長：はい。わかりました。そういうことも加味しつつ、今日は火花を散らしてください。

## (2) 報告書案の作成

藤森委員長：それでは、先に進めさせてください。協議事項の2番目の報告書案の作成です。本日の委員会のメインは報告書案の作成にかかる点、特にイの課題解決のための具体策の検討になるかと思います。この件に関する資料について、まず教育委員会事務局からご説明いただいて、そのあと議論したいと思いますのでよろしくをお願いします。

事務局（塩野課長）：お願いいたします。本日お配りしてあります別冊の長野県公立高等学校入学者選抜に関する報告書素案、委員の方にのみお配りしてございますけれども、そちらの目次をご覧くださいませでしょうか。報告書の素案の構成といたしましては、「はじめに」とそれから「付録資料」を後ろに付けてございます、その中で「はじめに」については藤森委員長からお言葉を頂戴できればと思っている次第です。それから「付録資料」については10ページ以降にこの委員会の設置要綱、それから委員の名簿、それからこの開催の状況、それから「学びの改革 基本構想」から選抜制度等にかかる部分の抜粋を資料として報告書の中に入れてございます。

お戻りいただきまして、その報告書の目次の中で1番の内容は現行の公立高等学校入学者選抜制度と通学制について第1回の資料で出ささせていただいたものに基づいて現状の制度の変遷とそれから比較等を資料として、1番として載せてございます。それから大きな2番の現行の公立高等学校の入学者選抜制度と通学制の課題につきましても第3回の委員会の資料としてまとめたさまざまなご意見を載せてございます。そこまでがこれまでの議論を経てまとめたある報告書の素案の内容であります。そして3番の今後の高等学校入学者選抜のあり方、そして4番の項目として作ってございます、新たな高等学校入学者選抜制度等の実施時期、これについては今日の議論の中心になりますので、後ほど若干ご説明を申し上げたいと思っております。報告書の構成について、そして内容について、簡単にご説明申し上げます。

藤森委員長：今事務局からご説明いただきました、この別冊の報告書、素案の構成、それから入学者選抜制度と通学制の課題のまとめについてご質問等ございましたらご発言お願いいたします。

構成等についてはよろしいですか。特にないようでしたら、引き続き教育委員会事務局から課題解決のための具体策の検討についてご説明をお願いします。

事務局（塩野課長）：お願いいたします。今ご覧いただいている別冊の報告書の3番と4番、3番については公立高等学校入学者選抜制度のあり方、そして4番については新たな高等学校入学者選抜制度等の実施時期、ここに表記されている内容につきましては、本日公開資料として配布してございます、お手元の第5回の資料の11ページ以降になります。先ほど申し

上げたとおり、今日の議論の中心になりますので、項目ごとにご議論いただきたいと思いますが、まず一括して私のほうで第5回の資料に基づいて簡単にご説明申し上げたいと思います。

資料 11 ページになりますけれども、この太字の枠で囲ってある部分、これが本日議論を進めていくためのたたき台として示させていただいた報告書に内容として載せる、そんな議論をいただくものになります。

一括してお願いしたいと思いますが、まず 11 ページ 1 番、入学者選抜制度の理念につきましては、前回のご議論の中で、「新たな社会を創造する力」これを入れますと広がりが大きくなってしまおうというようなお話がありました。そういった中で太字の A にございますとおり報告書の素案としては、中学校までに身に付けた「学力」や「多様な能力」を適切に評価できる入学者選抜制度とするということ、それからイにありますとおり、三要素につきましてはそれぞれ適切に評価するという表現、それからウにありますとおり、各高等学校の特色に応じた入学者選抜を行うということ、そして、エとしましてさまざまな改革も必要ですけれども実際に運用する際の極度の負担となると本末転倒になる可能性もありますので運用面にも配慮し合理性のある制度とする、そういった表現を素案として入れさせていただきました。

それから 2 番の選抜の種類につきましては、これまでの議論を踏まえまして、A としては、複数の尺度の検査、イとして学力の三要素を評価するために(ア)にありますとおり、知識・技能・思考・判断・表現力等は学力検査が必要、そして主体的に学習に取り組む態度また思考力・判断力・表現力等を評価するには面接等が必要としてございます。この面接等の内容については次の項目で具体的に書いてございます。それからウにありますとおり、その手段としては学力検査、面接等以外に調査書等もご意見として出ておりますのでそうしたものの活用も考えられるとしてございます。またその際の公平性、記載にかかる負担の懸念が指摘されているというかたちで入れてございます。この調査書等には前回までの議論の中では志願理由書、エントリーシートといったお話もございました。ページをおめくりください。

3 番の検査を課す対象者でありますけれども、アのまとめにありますとおり、すべての受検者に学力検査、ペーパーテストという表現をしてありますけれども、を課す。それからイとして三要素を適切に評価するために、すべての受検者に学力検査以外の検査(面接等)も課す必要があるとしてございます。イの面接等ですけれども、個人面接、集団面接、グループ討議、作文等というふうに例を挙げてございます。それからエにつきましては学力検査の問題の内容のところを出たご意見ですけれども、7 番のほうにも入れてございますけれども、対象者ということでここに記載してございます。どちらに一致するかも含めましてまたご意見をいただければと思っております。それから先ほどご説明申し上げたイの部分、すべての受検者に学力検査以外の検査を課す、ここについては深い議論もこれまであまりありませんので議論をいただければと思います。面接等の内容については受検者全員に課すことが志願者数が多ければ時間的にも負担となる可能性もありますので、内容的にはさまざまな、例えば作文等も考えられるかと思えますし、先ほどもありましたエントリーシートあるいは自己申告、そういったものが適切かどうかも含めて議論が必要かと思えます。

4 番です。多様な能力を評価するための方策として、A として、学校独自の特色ある選抜を実施することが望ましいとさせていただきました。その学校独自の特色ある選抜についてはすべての学校で実施することが望ましいとしてございます。ただし、これを受検するかどうかは受検者の判断とするとしてございます。内容としましては先ほども話しましたとおり、さまざまなかたちが考えられますけれども、現在の前期選抜に準ずるものと考えますと個人面接、自己PR、グループ討議、実技、小論文、学校独自問題等こうしたものが考えられると記載してございます。またエにありますとおり、その募集の割合、内容については県の指針にしたがって各校が特色に応じて決定をする、というふうに特色づくりの1つとして書いてございます。

それから 5 番、多様な能力の評価基準ですけれども、先ほどもご説明申し上げたとおり、

小林委員、また藤森委員からの発言も踏まえまして、アとして、各校でディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを作成してそれに則った明確な募集の観点を示して評価の基準とするとしてあります。また募集の観点については、県としても一定の指針を示す必要があるというふうに書いてございます。

それから6番の実施時期、受検機会の複数化については今回も幅広くご議論いただきたい部分であります。これまでの議論も踏まえまして一本化の意見が多かったということからアとして、前期選抜と後期選抜を一本化することが望ましいとしてございます。またその効果として中学生の指導上の困難さが解消される、そして学力の伸長が期待できるというふうにしてございます。また高校生の在校生への影響の軽減も書いてございます。ウとしまして、これもここで出た議論に基づいて1日目に全員対象の学力検査、2日目に面接等学校独自の特色ある選抜を実施することも考えられるとしてございます。エとして受検機会の複数化については学校独自の特色化選抜を実施すること、それから再募集、追加募集等によりある程度保障されるという表現を書かせていただきました。

7番の学力検査問題の内容については、現行の学力検査の内容を踏まえて、事務局でさらなる検討を行うことが適切と考えると記述させていただきました。その際の知識・技能の問題、与えられた説明文などを読み取りそれに対する自分の考えを論述するような思考力・判断力・表現力を見る問題まで幅広く出題することが望ましいとしてございます。またいただいた意見にもありましたが、すべての受検者に同じ問題を課すのではなく、一部の問題の難易度を変えるなど2種類の問題を準備することも考えられるとしてございます。またその判断も学校で、としてございます。エとして先ほど申し上げたとおり、国語・英語のスピーキングテストの導入、これも内容としてこちらにも載せてございます。

最後のページになります、8番の選抜業務については志願理由書の様式を工夫するなど業務にかかる負担の軽減策を検討するというところで、選抜業務でありますのである程度の負担はやむを得ない部分もありますけれども、記載としてございます。

それから通学区制につきましては、4通学区制を廃止し全県一区とすることが望ましいと考えられるとしてございます。また隣接県から通学可能な生徒の受け入れについて検討する必要がある、そういった文章も載せてございます。全県一区という表現につきましては、表現としては、例えば現状の第3通学区、第1通学区の志願を認めるというような表現の仕方としては工夫もできるかと考えています。

それから10番のインフルエンザ等罹患患者、これについてはこれまでほとんど議論がなされてこなかったわけですが、ここのところ文科省からの通知等もありますので、ちょっとだけお時間をいただいて他県の状況等もここで説明をさせていただきます。文科省のほうでは今年度の入学者選抜の改善の協議会というのがございますが、その中で追検査の実施については各県でやる方向で検討してもらいたいと、31年度からはすべての都道府県で実施してもらいたいと、そういったお話をいただきます。そういう中で本県ではこの委員会がございましてここでの議論も踏まえてというふうにしてありますけれども、他県の現状を簡単に申し上げますと、29年度選抜、昨年度の選抜になりますが、追検査を実施している県が6県、それから追検査以外で対応している、例えば、受検できなかった者に調査書その他の書類で選考している県が6県、それから、複数回の受検機会を持って、すべての高等学校で複数回の受検機会を確保している県が8府県、そして、特別な対応をしていない県が29県という、長野県はこの特別な対応をしていない県としてありますけれども、そんな状況であります。なお、今年度選抜以降、追検査を実施する予定の県は15都府県ということで現状こちらの調べの中では増えている状況、検討中が23県ということで、それぞれの県がこの件については検討を始めていると、そんな状況であります。これについてもお時間の中で報告書に盛り込む内容をご議論いただければと思います。

それから11番ですけれども、具体策実施のスケジュール案の検討、いつからにするかということについてもご議論いただければと思います。説明は以上でございます。

藤森委員長：ありがとうございました。今、塩野課長からご説明ありましたように、この第5回資料の11ページ以降のところにこれまでの論点と、それから太字で事務局からの素案として議論いただくたたき台が出されております。一つひとつやっていくと終わりませんので大きく3つくらいに区切りたいと思うんですけれども、まず理念の問題について、これについて合意してから、2番から続きますいわゆる枠組みの問題になってきますけれども、内容の前まで、2番から6番あたりまで、それぞれ項目が分けられていますけれども、密接にかかわる問題でございますので2から6については少し時間を取って包括的に深めて議論したいと思います。7番以降はいくつか今度実際に運用していく上での内容、それから実務的な話がありますので、これについてはこのあと時間を取りたいと思います。そんなかたちでよろしいでしょうか。

それではまず、最初の入学選抜制度の理念ですけれども、これについての質疑をよろしくお願いします。

一委員として一言いいですか。アイウエについては異存はないのですけれども、今回のこの入学選抜制度で一番我々が心を砕かなくてはならない相手は子どもたちだと思うんですね、受検者。受検者は必ずしも中学校卒業予定者とは限らない。そうすると、一言でよいので受検者にとって公平公正でより適切な評価になる選抜であることという、当たり前なんですけれども、それが県としてはやっぱり一番重視しているんだということをごここで強く理念として盛り込まれたほうがいいんじゃないかと思いますが皆さんいかがでしょうか。よろしければそれをもう一言入れていただいたほうがいいんじゃないかなと思います。

清水委員：前回、所用のため本学の業務で欠席させていただいてしまったのですが、記録を拝見して少し学力観のようなものが狭く捉えられなければいいなど、理念レベルで。そういう心配を少し持ちました。つまり県のほうが出している、学びの改革の基本構想というものを前提として作られていると思いますが、新たな社会を創造するというような大きなビジョンはなるべく表に出さないような方向で基礎的なところを評価するというような方向にならないように注意すべきじゃないかと、私個人的には思っています、今年3月に告示された小学校の指導要領もそうですし、来年の3月に告示されるであろう高等学校の指導要領もそうですけれども、それから先日12月の冒頭に出ました新テストのモデル問題もそうですけれども、教科の枠に閉じている部分と基礎的なところをさらに超えて、いわゆる資質能力論で全体が構成されているので、あまり欲張って新たな社会を創造するなんていうことは入試では計れないのではないかという危惧が先に走りますけれども、それは理念は理念として目指すべきものは小学校も、幼稚園からですね、幼・小・中・高・大まで含めて広いビジョンで理念としては置いておくべきだということ感じましたので一言申し上げたいと思いました。実際にそれを入試問題の制度設計や作問レベルではかなり落とし込んだことをしなければいけませんので、具体的な工夫が必要ですが、そういうビジョン、理念、県の目指すべき方針というところは国の方策も世界的な動向も含めていったん広く取っておく必要があるなと思いました。中学校の全国学力学習状況調査も新しい方向に進むというのが11月28日に開かれた専門家会議があったんですけれども、そこで確認されて、むしろ指導要領等先取りしてこういう評価を変えることで学校現場の授業も変わるということがありますので、そもそも論に一旦戻ってしまいますけれども、1つ目のところだけ気になりましたので発言させていただきました。

藤森委員長：具体的な実施ベースの話は実際問題として限定されるにせよ、理念ベースでは当然このあと改革が何度かなされながら、より良いものを目指していくというその動向性を考えると理念はある意味非常に広く深く取っておいたほうが良いのではないかという、こういうご意見だと思いますがよろしいでしょうか。

あとはよろしいでしょうか。みなさんどうでしょう。

久世委員：よろしく申し上げます。前回の第4回までの議論を踏まえた中でのバランスのとれた理念の方向性だというふうに私自身は評価しています。これでいいと思います。

木下委員：お願いします。先ほど、理念であるので幅広く取って、入試で測りきれないものがあるというような、そういう議論にすべきでないというようなお話がありましたけれども、私はそれには…

清水委員：それは違います。正確ではなくて、私が申し上げたかったのはそもそも学力評価というものにはペーパーで計れたり面接で計れたりする、本来子どもが持っている力のごく一部分しか計れないという前提がありますので、その計るという議論と、どんな力を育ててそれを見ていきたいかという議論は一旦は分けて考えた上で、その上で実際にどういう制度設計をもとに評価ができるかというふうに、分けて考える必要があるということを中心に申し上げたんですけれど。ですから、何でも気持ちの良いことを幅広く掲げなさいというわけではなくて、今小学生の子どもたちが彼らが30歳40歳になったときに、どういう力を持って育ててほしいかという期待は述べるべきだという、そういう意味での理念、理念という言葉はある意味目標ですのでそこは一定程度大きく取る必要があるんじゃないかなということをお願いしたかったということです。

木下委員：入学者選抜制度の理念ということなんですけれども、今お話しされたことは、学力観の理念なのかなと思うところもありました。

清水委員：学力評価がたぶん入学者選抜の基本だと思いますので、最初に申し上げましたけれども。

木下委員：私も子どもたちに長い人生を豊かに切り拓いていく力をつけてほしい、それを学力というかはわかりませんが、そういった力を育みながら一生を豊かに生きてほしいと思っていますけれども、そういったことを考える上でも入学者選抜制度というのが選別の場になってはいけないというふうに思っています。公立高校の果たす役割というのは高校でさらに学ぶ意欲を伸ばしていく、そういう役割だと思います。その入口のところで複雑な制度を持ってきて、高いハードルにしてしまうことには大変危惧を覚えます。ですので、知識・技能は別としてもその判断力・思考力・表現力等や態度を評価するということには私自身はどうしても疑問が残ります。

藤森委員長：そのあたりこのあとの運用面、2番以降の問題でかなり深まった議論になっていくと思いますので、一応ご意見として。はい、どうぞ。

久世委員：木下先生のおっしゃることもすごくよくわかっている前提なんですけれども、私はむしろ今回の改革によって学力面だけでは発揮できない、生徒さんの力、これをほかの面で見極められるような、多様な器を用意しているというのが今回の特色なのかなと思うんですね。ですので、むしろ学力だけでびしっと判断されてしまうほうが可能性を狭めてしまうのではないかなというふうに、逆の面を考えていて、むしろ積極的な意味での多様な選抜制度というようなところが、委員の皆さんが思っているところなのかなと、そんなふうに私自身は思っているんですけれども。

吉田委員：お願いします。この入試を、どう設計を作るかということでこの理念というのはとても大事だと思います。学力観の理念というのは大事だと思っておりますので、ただ、委員の皆さんにぜひ訴えたいなと思っているのは、本当に入試というのは万能ではないというふうに思っています。それは教育現場ですと子どもたちを見ている中で、この高校入試がその子の人生、その生徒の人生を本当に大きく変えるような、本当に大きな出来事でありますので、

それを机上の空論的なことをたくさん言って多様な入試、多様な器を用意するというようなことでいたずらに混乱させてしまうと、このあとの子どもたちに、それから学校現場にもものすごく影響があるんです。私たちは15歳の生徒たちの一生を決めるその大事な入試に対して本当に神経を使って取り組んでおりますので、だからこそ、基本的なところをしっかりと見れば、あとは入ってから生徒がさまざまかたちで、本当に個性があって伸びていくというふうに思っていますので、あまりにもこうやって新たな学力、新たな学力ということで多様なところにばかり目がいってしまうと、一番大事な基礎的なところを計ることができなくなってしまうのではないかと思いますので、このあたりは冷静にちゃんと実態に応じて考えていかなければいけないので、理念についてもこれだけではないということを記入してもらいたいなと思っています。以上です。

藤森委員長：どうぞ。お願いします。

小林委員：ちょっと離れてしまうかもしれないのですが、私はこの意欲の部分、この文章でいうと、「主体的に学習に取り組む態度」この部分、入試ということだけで評価するという事はなかなか難しいことだなと私自身感じています。先ほどアドミッション・ポリシーの話が出たんですけども、例えば13ページの一番上に書いてあるこのものをそのまま文章を読みますと、例えばどのような生徒の入学を望むのかとか、どういう教育をするのかとか、どういう力を付けさせて卒業させるのか、このとおりだと思うんですけども、子どもの目線から考えていけば、例えばアドミッション・ポリシーを読んで、こういうこと書かれているような人間に僕は成長したいと思う子どもたちがここに入ってくることが大事。つまり何が言いたいかというと、この3つのポリシーは、子ども目線で意欲を喚起するものでありたいなと思うんです。例えば文章的に言いましても、私はいろんな学校の中学生に向けた文章を読んだんですけども、例えば、ちょっと難しいかな、「地域産業界の核となる人材を育成します」みたいな文章にも出会います。ただそういうことも大事なんですけども、その生徒が入学するその時点の段階で、例えば「このような生徒を私たちは待っています」というような書き方、あるいは、カリキュラム・ポリシーだとすれば「私たちはこういう教育をあなたに提供できます」そして、外に出ていくときには、「このような人に育てて社会や上級学校（大学）に送り出します」というような言葉で、その子の意欲を喚起できるようなものになっていけば、例えば、私が前回申し上げた不登校生徒、あるいは障害を抱えている生徒たちが、この中に「僕もここで少し自分を見直し新しい世界に入っていこう」とする意欲を喚起できる、そういうところからいくと私はこの3つのポリシーというのを高校がちょっと心を砕いて子どものために作るということとはとても大切なことだと思いました。以上です。

藤森委員長：ちょっと一言いいですか。理念の部分で、評価される学力をどう捉えるかということについては、研ぎ澄まされた視点から包括的な視点まで、いろんなご意見がありますけれども、最初に申し上げたとおり、受検者がこの試験だったら自分の持てる力を、これからやろうとしていく将来の発展の可能性を、きっとよく、正しく評価してくれるだろう、そういう期待と信頼が持てるようなものであるということを理念に添えていくということではいかがでしょうか。ここで学力論争を始めても何か不毛な気がするんです。問題は受検者であるあの子どもたちが、こういう試験でよかったなと思われるようなものを目指したいということは満場一致しているはずですので、理念にそのことはぜひ強く入れていただくべきだなというふうに思います。それから受検させるのではなくて、受けてもらうという視点がこの高校入試については、特に少子化の今後は、必要ではないかと思うんです。

できるだけこのあとの具体的な議論のほうに進みたいのですが、一旦ここで次に進めさせてもらってよろしいですか。もしさらにあれば次に戻って結構ですけども。

それでは11ページから13ページまでの、復唱しませんが2番3番4番の入学者選抜の種類、それから学力検査やその他の検査を課する対象者、方策、評価基準、実施時期等につい

ても関わってきますので、これについて、どこからと申しませんので、一番論点になるところ、特に先ほど塩野課長から 12 ページの 3 番のイとウの問題については、まだ十分に議論しつくされていないというご指摘もありましたのでそのあたりも含めてご議論いただきたいと思います。それでは質疑等よろしくお願いします。

吉田委員：面接について、すべての受検者という表現が 3 と 4 両方に入っています。この面接について高校現場から面接も万能ではないというお話をさせてください。つまり、全員にやることは反対です。

わずか数分でその生徒のすべてを見極めるということはできないということは今までの議論でもう出てきましたし、私も反対してきました。結局いろんな生徒がおります。例えば言葉でうまく表現できない生徒、極度に緊張する生徒、緘黙してしまう生徒、発達障害、あるいは発達障害の診断がされなくてもそれに近い生徒、当日具合が悪くなった生徒、いろんな生徒が来ます。その生徒に対して、この面接をやることでより非常に負担をかけてしまうというふうに思っています。これまでの前期選抜、後期選抜のかたちですと、前期そして後期の一部でやっているんですけども、それはその生徒が自分は表現力があるのでそこが自分の長所だということで訴える、そういう中身を持った子たちがやるわけで、そうでない子たち、全員に課すということは非常に問題があるというふうに思っています。それから面接については、うんと練習をしてきて、丸暗記してきて、いかにも先生と練習してきた、紋切り型の言葉を滔々としゃべる生徒、一方、自分の言葉で一生懸命、とつとつと語る生徒、そういう生徒に対してどっちを高い点をつけるかということは、これは決められないわけです。それぞれの教員によって基準は変わりますし、何百人の生徒を同じ教員が全部見るわけではありませんから、基準にもぶれが生じます。ということで、結局は総合判断ということで選抜はしているので差がつかないわけです。ですから、膨大な時間を使って、全員面接というのは、私もずっと言っているように不可能です。やったとしても他県で聞いたところ、5 人集団面接、かたちだけですよというふうに言っている先生もいます。そんな時間があるんだったら自分の基礎力をつけてもらうような勉強をしてほしいというのが現場の本音です。それからその面接の中で私はこういう部活をやりたいとか、こんなことをやりたいといった生徒が必ずしもそれを 3 年間やったかという、たまたまその部活にあわなくてやめてしまったり、その部活が少人数になってなくなってしまうとか、そういう経験値があるから現場では全員面接ということに対してはアンケートも取りましたけれども、導入については反対の声がほとんどです。ですので、それから一番大事なのは会社の面接とは違うということです。社会人が受ける入社面接とは違って、高校入試の不合格には大きな責任が伴います。私たちはその 15 歳の生徒の人生を決めるようなところで、面接で落とすということは本当に大変なことだという認識をして、公平性、それから説明責任を果たしながらやっています。そして中学校現場では不合格になった生徒を次の進路確保ということでまた大変な思いをするわけです。何十社と受検できるような企業で落ちる、そういうものと、高校では 1 回あるいは 2 回しかチャンスがない中で、生徒がその日を迎えるときに余計な負担をかけるということは問題があると思っていますので、反対であるということをきちんと書き込んでください。お願いします。

藤森委員長：続いてどうぞ。お願いします。

内堀委員：何点かまとめてでもいいですか。1 点目は、2 番のところのウ、入学者選抜の種類ですけども、調査書についてこれまでの議論の中で私も触れてきた部分がありますので、その点について現在の考えを申し上げたいと思います。表現は「調査書等の様式や記載内容を変更して活用することも考えられる」というふうになっているので全然問題ないと思うんですけども、以前私が申し上げたのは、生徒が、中学校 3 年間、どんなことをやってきたのかとか、どういうところに特徴があるのかとか、そういったことについて、一番近くで見てい

た学校の先生方が、一人ではなく、委員会を作って、皆でこの子はこういう状況だということ調査書に記入していただいていると思うんですが、そういった記載が学力の三要素を適切に評価する手段として必要であるということは今も変わりはありません。ただ高校の、今後出てくる学習指導要領もそうですし、先行して出ている小中学校の学習指導要領もそうだと思うのですが、評価の観点が3つになっているんですね。学力の三要素に対応した観点で生徒指導要録、児童指導要録を記載していくことになっていると思います。ですので、日常生徒が行ったものを調査書に反映させていただければいいので、特段そのことによって入試のための記載が増えるといったことはないと思っています。いずれにしても、学力の三要素に関して適切に記入された調査書という方向に向かっていけば、わざわざ入試の調査書を書くために膨大なことを先生たちがやる必要はないかなと思っているので、それが担保されるのであれば、調査書の様式そのものを大きく変えなくてもいいかなと思っているということを1つ目に申し上げたいと思います。

2つ目ですけれども、3番のイのところ、今、吉田委員の発言があったところですが、入学者選抜で一番大事なことは、学力の三要素のすべてを計れないまでもどこかの要素が欠落した状態であるということは好ましくないと考えているんですね。3つの要素を何らかのかたちで評価していくということが大事だと考えていて、その制度設計は、県が一定程度のものを行った上で各学校に任せるべきだというふうに思っています。そういう視点からすると各学校で面接を行わなくても、全体として学力の3つの要素が計れるということであれば私は行う必要はないと思っています。ただ面接が必要であると判断したのであれば行うべきだと。したがって表記としては「すべての受検者に」という表記を「必要に応じて」とか、そういった表記にさせていただいたほうがいいかなというふうに私も思います。それが2点目です。

3点目ですが、同じところのカッコで書かれているところなんですけれども、スピーキングテストの問題です。先月小諸市で行っている小学校の外国語教育の研究発表会を見させていただきました。また芳原委員に聞いていただければいいと思うのですが、今県内の小学校は、英語を受検のためとかではなくて、実際に活用できるツールとして伸ばしていこうという動きが非常に活発になってきています。やれと言われたからやっているというよりは、何とか子どもたちに楽しく英語がしゃべれる、あるいは英語の力を付けるという方向で動いていて、それが小学校で始まっていて、中学校でもそういう方向になり、大学入試でも4技能をみていく方向に変わっていくということがほぼ決定されています。その中で中学校から高校への入試段階で、話すということが高校入試の制度設計が原因で一旦中断されるということは、かつて大学入試が高校教育を歪めていたのと同じように、いいことではないというふうに思っています。ただ実際に高校の教員ですべての受検生にスピーキングテストを実施するというはまず無理だと思いますので、何らかのかたちで英語の4技能が小学校、中学校、高校というふうにつながるような制度設計を考えていただきたい。これについてはここで意見を交換してもまとまらないと思いますし、検討に時間がかかりますので、別途委員会を立ち上げるなどして、例えばスピーキング面接をやるというようにはならないと思うんですけれど、やるとしても、学校の教員がすべてやるということではなくて、最近東京都の報道があったように民間と協力しながらどんなのがいいか研究することも1つでしょうし、あるいは、当日スピーキングテストを行うのではなくて、入試前の英語力を何らかのかたちで入試に反映するということが可能かと思っておりますので、いずれにしても、英語の4技能の育成が高校入試の段階で途切れてしまうということがないようにする必要があるだろうというのが3点目です。

最後4点目ですが、6番のところ、前期選抜と後期選抜の一本化ということで、確かに全体的な流れの中ではこういったご意見もあったことは承知しています。私としては、最初に委員間で共有した課題を解決するために、前期選抜・後期選抜というかたちがいいのか、後期選抜一本にして特色化するのがいいのか、とても難しいということをやっと言ってきたのですが、こういったかたちでいざ前期選抜と後期選抜を一本化して、その上での特色化し

ていくという話になっていくと、やはり失われるものが多いように思います。例えば最後のエのところ「ある程度受検機会の複数化は保障される」となっていますが、実際に今中学生から見れば、1回前期選抜でどこかを受けて、合否発表のあとにまた同じ学校を受けることもできるし、違う学校を受けることも可能という制度は少なくとも失われるわけですよね。今回のこの委員会の議論の一番の振り出しのところに戻っていくと、前期選抜・後期選抜という今やっている制度にこんな課題があるのでその課題をどうしたら解決できるでしょうかということが、かなり大きなこの委員会の議論の柱だったように思うんです。基本的にはこの前期選抜・後期選抜というのを全部の学校でやるかということは置くとしても、希望する学校においては残せるようなかたちにしておいた方があとで、やっぱりなくさないほうが良かったよね、とならないんじゃないかと思っております。入学者選抜を一本化して特色化していくという方向も課題を一定程度解決するためには必要だと思いますので、結論としてなかなか難しいんですけども、前・後期を残しながら、かつ後期の特色化、それを各学校で選択できるとか、そんな制度設計がいいのかなというふうに発言しておきたいと思っています。長くなってすみません、課題として挙げられていたことの1つが、一番学力が伸びる時期に受検勉強しないことによって、中学校時代の最後のところが学力向上に関しては弱まってしまうということと、もう1つは、前期の合格者とこれから後期を受ける子が混在していて指導がしにくいということがあったと思いますので、その点については、今のまま残したのでは何の解決にもならないので、例えば前期選抜をもうちょっと後にして、その上で、1つの例ですが、そうしてほしいということではなくて、例として、前期選抜で面接、あるいは小論文等を行った上で、学力検査の、アだとかウとかの記号の部分や○とか×の部分、それを現在は人力で採点しているわけですけども、例えばそういったものが6割あるとして、その6割はマークシート化して、場合によったら各学校に志願者を集めるのではなくて、違うかたちでもいいので、前期・後期両方の志願者が全員受検をして、採点も機械でやるんでしょから、高校現場でやらなくていいようなかたちをとり、後期選抜では記述問題を課すとかというふうにすると、採点業務は高校現場で減りますので、その部分を特色化の部分に使うようにしていくとか、いろんなことが考えられると思うんですね。そういう制度設計をしながら、この委員会の当初に出ていた課題の解決につなげたほうがいいのではないかなというふうに思っています。説明が不十分かもしれませんが、そんなところを申し上げさせていただきました。

藤森委員長：ありがとうございました。内堀委員いろいろお話をうかがった中で、特に争点になるであろうところが2つあるというふうに理解したので、復唱しますが、確認させてください。1点目が3番のイのところ、全員面接ではなく、学校による選択権というか、別の方式を検討する余地があるような案にするべきではないかというご意見、もう一つが受検機会について、6番ですけども、一本化を原則仮に仮定しても前期選抜をぜひやりたいという、こういう学校に関してはそれを阻むものではないという前提でやってみてはどうかという、これが大きな争点だと思うのですが、この2点の理解でよろしいでしょうか。もし修繕あれば教えてください。

内堀委員：1点目はおっしゃったとおりです。2点目はメインが入学者選抜一本化というような意味合いではないです。対等といいますか、前・後期をやるという選択もあるだろうし、前期はやらないけれども後期で特色化をやるという学校があってもいいのかなというような話です。

藤森委員長：現行の選抜の実施形態を調整していくということですね。

内堀委員：はい。前期選抜・後期選抜という現行のあり方は一定の評価をされています。一定というかなかなり高い評価をされているので、それをなくすというのは無理があるだろうというの

が私の考えです。ただ同時に課題もあるので、課題を解決するための方策として、さっき言った、前期選抜を後ろに持っていか、学力検査を2つに分けて、一部にマークシートを導入し、それ以外の部分を記述でやるとか、そういった工夫をすることによって前・後期を残すことは可能だろうし、課題を解決することも可能だろうという考えです。

藤森委員長：ありがとうございました。では、今も含めまして質疑をよろしくお願いします。

土井委員：お願いします。私ずっと考えていまして、本業そっちのけでこのことばかり考えているつもりなんですけれども。一番はやはり可能性のある子どもたちの、児童から生徒、この子たちの持てる力をとことん伸ばして差し上げることができるようなことを小中でやっていかなければいけなくて、その結果を一部ではあるけれども見るのが高校入試だと思います。大人の務めとしては子どもたちが世の中に出て、これは私の願いなんですけれども、毎日楽しく生活をして、毎日楽しく働いてほしい、それにはやはり人と仲良く、人と輪を持って、コミュニケーションしながら1つのものを作り上げていく、社会に対してアプローチできるような人間を、というのが一番大切なことなのではないかなと考えています。

その中での入試なんだと思うのですけれども、先ほどからちょっと私、気になりましたのが、吉田先生がおっしゃっていた「人生を決める高校入試」というお言葉をおっしゃっていました。そのとおりだとは思いますが、私がよく子どもたちに言うのは、「高校ぐらいのことで人生なんか決まらないから」、というふうにも言います。それは、「高校行きたいところに行けなかったから人生終わりだ」、そういうふうにしてほしくないからです。こうだったから、それは結果だからそこで、また自分を生かす方向、そして次へのステップというか、エネルギーにしてもらいたいなって。

それから中学や小学校のときに頑張りきれなかったから、その反省を生かして高校で頑張ればいいんだとたくましく子どもたちに育ててほしいなと考えておりますので、そんなに、高校入試で人生が決まるみたいなことじゃないんじゃないかなと、すみません、これは記録から抜いておいてもらったほうがいいかもしれないんですけど。いつもそのように思っています。そうじゃないとあまりにも子どもたちがかわいそうすぎるなと思うからです。

それから、面接につきましてです。面接につきましては、私は塾として指導している中で「これはあくまでもお前が嘘つきかどうか判断するだけだ」と言っています。なぜなら、自分で志願書を書きます。それも大人の手が必ず入ります。担任の先生の国語力、それから担任の先生の情熱、担任の先生の子に対する力の入れ方、それによって大きく違ってきます。ですから、そんなことは高校の先生方へご存じです。でもどうしてもやらなければいけないから面接をする。そのときに本当にあなたがこう思ってこれを書いているのかどうか、本当にあなたが思って面接に臨んでいるのかどうか、それを見るだけだから、真摯にまじめに一生懸命、同じような言葉を言っていますけれども、それをやってくればいいんだと指導をしているつもりです。ですから、面接というものに対しては、さほどの効力があるとは思えません。それからスピーキングテストですが、英語を話すということは非常に大切だと思います。しかしながら、継続的に小、中、高とずっと英語を使って表現する力を養ってきた中で、高校入試だからといってそれを途中で中断させてしまうのはもったいない、そのとおりだと思います。しかしながら、しゃべれるかどうかというのは性格だけのことなんじゃないかなと、訓練と。ですから、あえてこれをここでやることに意味があるのかどうか、もちろん現場のほうで大変だということもあるし、そうすると中学校の先生も大変。そんなことよりも、国語できちんと自分の考えを伝えられるか、こちらのほうがよほど大事だと思いますので、だからといって、この議事録みたいなものを送っていただくと、私の言っていることは、言葉としてどうなんだろうとすごく反省しているんですけれども、これはなかなかスピーキングテストというのは難しいことなのではないかなというのは私の考えでございます。取り留めもございませんけれども、思いだけを述べさせていただきます。

藤森委員長：土井委員、あえて申し上げるのですが、3番のイについては面接というのはそれなりの意義があるから、この素案を私は支持するという理解でいいですか。

土井委員：はい。私は先ほど内堀先生おっしゃったように、必要と思う。例えばコミュニケーション能力が必要じゃないとか、嘘つきでもいいとか思っている高校はやる必要はないと思います。

藤森委員長：面接の副作用として、中学の担任の先生はそのためにその子のことをじっくりと観察して、その子に向かい合うというメリットは子どもにあるでしょうね。すみません、続きをお願いします。赤羽委員、いきましょ。

赤羽委員：英語のスピーキングに関わってなんですけれども、先ほども学力検査そのものは中学校で学んだこと、基礎的なものを計っていく場であってほしいと、それは私も賛成で、そういったことも考えてみますと、今中学校の中でもスピーキング、リスニングもそうですけれども、そういったことはパフォーマンステストというような言い方もしていますけれども、実際にALTが入っている状況もありますので、授業の中でも扱っている状況があります。そういったところの延長として学力検査があると考えたときに、学力検査の中にも英語の技能としての4技能の中の1つは入ってほしいなということを思っています。制度設計の上で非常に困難な状況は考えられると思うのですが、でもやはり、そういった目標を掲げながら制度設計をしていくということが、これからの子どもたちにとっては非常に大事ではないかなとは思っています。

藤森委員長：はい、お願いします。

小林委員：面接に限らせてもらうんですけれども、例えば前に土井さんがおっしゃった面接というのは中学のとき何やってきたの、何やりたいの、出たら何したいのと、それに尽きるということが頭の中にずっと残っていて、そういうものかと思っていたんですけれども、ただ私高校の現場はよくわからないんですけれども、志願理由書というのがあるんですが、私ある学校のものをちょっと見てみたら、1番志願する動機・理由、志願した動機や理由を高校でやってみたいことや高校卒業後の進路希望を含めて具体的に記入してください、というのが1番にあって、そこに10行ほど書くところがあるんですけれども、先ほどアドミッション・ポリシーの話をしたんですけれども、本校はこういう皆さんを待っています、というアナウンスをしたそのことについて、それを受けとめた生徒が僕はそれについてこういうふうにしてこの学校に入りたいんですということが、ある視点が決まったような状況でこの志願理由書に書いてある、そのことについて面接、面接を集団にするのか、個人面接なのかグループ討議なのかかわからないけれども、そのベースがアドミッション・ポリシーが皆その高校に入りたいわけですから、を中心に議論したり、あるいは話したりというのは難しいことなんじゃないかな。その子のやる気、意欲みたいなものがもし計れるとすれば、そのところというのは志願理由書からスタートする、それからアドミッション・ポリシーにつなげていくということに意味があると私は思っています。以上です。

藤森委員長：続いてお願いします。木下委員。

木下委員：4点お願いします。1点目に面接についてですけれども、思考・判断・表現の部分は部分的ではあれ学力検査の中でも一面を見ていくことは可能だと思います。それから主体的に取り組む態度については、従来の調査書でもある程度は入っていますので、面接についてはこれが絶対に必要とはいえないと考えます。そして、それを全員に課す必要があるということもそうとは言えないのではないかなというのが私の意見です。

2点目ですけれども、6番の前期選抜についてです。先ほど一本化すると失われるものが大きいのではないかというご意見ありましたけれども、私もそのように思います。13ページのイの(ア)に、一本化によって3月に持つていくことで学力の伸長が期待できると書かれているんですが、ここに書かれている学力というのは受検学力なのではないかなというふうに思います。前期の合格者の学力がこの時期に充分伸びていないという客観的なデータとか裏付けというものはあるのでしょうか。このような効果が期待できるというのは本当にそうかなと疑問を持っています。ですので、もし一本化という方向にしていく場合には、学校現場や保護者、生徒の声を十分に聴き取って判断していくことが非常に重要だ、必要だと思います。前期選抜をなくしたあとの制度設計を具体的に示して、比較検討できるようなことが必要ではないかなと思います。それから現在は前期で受けた学校、そこで不合格になったとしても後期また違う学校を受検するという選択もあると思うのですけれども、一本化してしまうとそうした複数校の受検はできなくなるのかなということも心配しています。県教組でアンケートを行っていますけれども、現行通りの前期選抜をやってほしいという意見が30パーセント、何らかの方法の変更を加えた上で前期選抜は行ってほしいと考えている組合員は16パーセント、あわせて46パーセントが前期選抜は必要という結果で、後期のみでよいのとした27パーセントを大きく上回りました。現場では前期選抜が必要という考えのほうが強いという結果です。

3点目ですけれども、アドミッション・ポリシー等にかかわる部分です。12ページの5のところですけれども、DP、CP、APというものが多様な能力を評価する基準として必要と書かれていると思います。ですので、これらは学校独自の特色ある選抜にのみ求められているということだと考えます。この3つのPですけれども、指導要領のない大学で策定されるということは理解しますけれども、指導要領を持っている高校段階でこれらが本当にすべての学校で必要なののでしょうか。そうではないと思います。4番のほうで学校独自の特色ある選抜をすべての学校で実施することが望ましいとありますけれども、それもそうとは言い切れないのではないかなというふうに思います。現在の後期選抜のような一般的な選抜で高校に入学することを望んでいるそういった中学生が普通ではないかな、多いのではないかなと思います。受検生が求めているのは、そういう特別な選抜ではなくて、安心して高校に入学できて、入学後どの学校でも豊かな学びが保障される、そのための十分な教育条件の整備が行われる、そういうことだと思います。特別な選抜に挑んでいこうという生徒は一部であって、多くの中学生は高校に進学したあとゆったりと自分の適性や進路、自己実現の方向を考えていこうとするのではないかなと思っています。

最後ですけれども、スピーキングテストについてです。これを入試で行うことについては反対です。国語や英語でと書かれていますけれども、国語ということで考えてみると、私は小学校での教職経験がほとんどですが、もちろん小学校の国語の授業の中でも話す・聞くという指導は行っています。教科書の読み物の学習に比べて、「話す・聞く」の指導については授業の中での評価も難しいというふうに思っています。もちろん付けてほしい力として授業の中では扱っていくのですが、それを客観的に判断するということは大変難しいと思います。外部に委託することには強く反対します。義務教育の段階でそのようなものを利用することは適切ではないというふうに考えます。以上です。

藤森委員長：復唱しませんけれども、どうぞよろしくお願ひします。ご発言がない委員の方もどうぞお願ひします。

芳原委員：お願ひします。6番のイの(ア)、中学生の指導上の困難さの解消、入学者選抜の一本化のところすけれども、全体として学力の伸長のところがあるかどうかかわからないですけれども、実際中学校の先生方は前期選抜で受かった子どもと、不合格になった子どもたちが同じ教室の中にいる中で学校の授業も進めながら、後期選抜を受ける子と、前期選抜で落ちてしまつて後期に臨む子と、前期選抜で受かつてとてもいい気持ちになっている子どもたち

が混在する中で、1か月くらいの指導をしていくってとても苦しいということは学校の先生たちよくおっしゃっていましたし、私も中学校にいたときには先生方もいろんな工夫をしながらやってくださっていましたので、前期選抜の時期を、前期と後期の間を狭くするという方法はあるのかなというふうに思います。受検学力の伸長ではなくて学習への意欲であるとかそういうものが前期選抜受かってしまったことによって気持ちが楽になって、勉強に向かうという気持ちが薄れてしまう子どもたちって結構いると思うんですね。高校からさまざまな課題は来るんですけども、ほっとした感のほうが強くてという子どもたちもあるかと思しますので、この一本化というよりは時期を狭くしてというほうがいいのかと私は思います。それからスピーキングテストなんですけれども、小学校32年度から3年生から週1時間の外国語活動が始まりますし、5・6年生も週2時間分が動きますので、ここで大事にしているのが話す・聞くという活動をうんと大事にしますので、その延長にある中学校の中でそこも大事にして指導していくと思いますので、スピーキングテスト方法は考えなければいけないと思いますけれども、これがないともしかしたら中学校の授業も話すというほうではなくて、読む・書くというほうに重点を置かれてしまうのかなという心配もありますので、このスピーキングテスト導入の方向も考えたらいいかなと思っております。以上です。

藤森委員長：どうぞ。もう少ししたら論点をまとめますので、もう少しご議論ください。お願いします。黒岩委員。

黒岩委員：面接に関してはその学校のレベルについては申し訳ございませんが、学力に応じて施す、施さないはある程度学校側で選択してもいいのかもしれませんが、ただどうしても学力だけでは、力の発揮できない子がもし面接で自分の思いを素直に伝えることで救われるチャンスがあるのであれば、ぜひそこは保護者としては受け止めていただきたいなという思いはあります。子ども自身が志願理由を言葉で伝えることができるということも重要なことだと思います。広い視野で捉えればそこに国語力の話すという評価の対象にあたるのかもしれませんが、すべての受検者に面接というのは大げさかもしれませんが学校で選択してもよいのではというのが私の考えとしてはございます。

それからアドミッション・ポリシーについて5のアですが、評価の基準とする、基準としてしまうとここは行き過ぎなのかなと捉えるところもございます。卒業するまでにこのような生徒になっていったほしいという期待を込めてということであればよろしいのかなと思いますが、入学試験を受けさせる時点で評価の基準となると少々きついものを感じられます。

先ほど芳原委員さんからもお話ありましたが、前期と後期の時期をもう少し狭めることで先生方の負担、生徒間の温度差、受検合格した子、そうでないこれから挑む子の苦しさ、それは保護者も多分同様に感じていると思います。保護者間でも良い関係性が築かれている中で、受検の結果1つで、とても気まずい雰囲気というのは実際のところあると思います。あまりよくない話ですが、昨今SNSが盛んになり、一部保護者の中にも前期選抜で一足先に合格できたことの嬉しさを書き込んでしまっている場合もあるようです。そういったところも踏まえ一本化にする方向ではなく、時間的な距離、期間を縮めるというところで取り扱ってもよいのかと思いました。

清水委員：4番と5番の表題が多様な能力にいずれもなっていることがずっと私は気になっていて、もともとさかのぼってみると1番のア、理念の問題が私はずっと気にはなるんですが、学力や多様な能力という、これは学力というものと多様な能力というものが別にあるような印象を与えてしまいますので、むしろ4番は「資質・能力」というような表現のほうが適切かなと思ってずっと聞いています。今日はそもそも論は申し上げるつもりはなく参りましたが、やはりグランドデザインというか、大きな基本方針を決めるときにはそもそも学力というものをどう捉えているかというふうな認識がすべてを支配するようなこととなりますので、「学力検査」という表現にも気をつけなければいけないと私は思っているんです。

けれども。知能検査のようにペーパーで客観的に点数化できるものだけが学力みたいにしてしまいがちですけれど、そうではなくて、子どもはペーパーや短い時間の面接で簡単に取り取れるようなものではない、もっと複雑で人間で奥深いものでそれを入試という場でどうやってなるべく妥当な、正当・公正な方法で評価するかということですので、いろんな仕組みは実際に実装するときには問題が生じますけれども、基本的なスタンスだけははっきりしておかなければいけないということですね。それでちょっと、今日は最初に申し上げたんですけど。ですので、私は第1回のこの委員会のときに県の基本方針は何ですかということを知って、学びの改革という文章がある、それに基づいて新しい方法が決まってきたというふうに受け止めていて、こういう入学試験は、先ほどお話あったように子どもの人生を決めるような、いわゆるハイスタークスの大事なものであると同時に、この入試自身が進化してより良いものになっていかなければいけないという、そういう面を持っていますので、少し長野県がガラパゴス化しないように、ビジョンを一旦はズームアウトして見た上で子ども目線ですと近づいていくという、その作業が多分必要なんだろうなと思って、そもそも論のようなことを申し上げました。

今日の7番にDP・CP・APというのがあります。これは私たち大学に勤めている者はこれを今はっきり出さないと大学としての存在価値はないと厳しく言われるような状況ですけれども、おそらく高校も、高校生の生徒目線で見るときに僕が私が行きたい学校はどういう学校なのかというものをきちっと示すことは必須だというふうに思っています。それがセレクションの基準にどこまで反映するかというのはいろいろあると思うんですけど。ですから、その基本的な、多様な資質・能力を計ろうとしている、ただそれは時間、労力、いろんな実際上の問題、子どもの多様性で難しい面がある、それをどういふところへ落とし込んでいくかということだと思いますので、そういう意味で、先ほどいろいろ議論が出ましたけれども、内堀委員から出ました、いろいろなレイヤーというか、いくつかのパターンを入試の中にも少し多様化する、弾力化するというようなというのが、1つの方向としてありかなと思って伺っていました。感想です。

藤森委員長：ありがとうございます。私のほうで委員長として今まで出たところの論点というか争点を整理させてください。もしおかしかったらお願いいたします。

一番大きな論点の1つに、6番のところに関わってきますけれども、前後期一本化についての是非が今日は議論されました。前期・後期を残すのか、それとも素案にあるように一本化していくのかというところで、意見がございました。どういう論点だったかということに関しては復唱しません。それにかかわりまして、前後期残した場合、日程等の問題が含まってくるのですけれども、全体皆さんのご意見を伺っていると、もし残すとしても今の状態を改善して、もう少し前期と後期の間を狭めるなりなんなり、あるいは入試のシステムを少しいじるなり、こういった必要があるのではないかというご意見もありました。ただ前後期残した場合もう一つの論点として、ウの部分、現在素案の中に案としてあります、一本化した場合1日目2日目と、すなわち、ペーパーによる学力検査と、それから面接等含めた特色ある検査と、つまりペーパーでない検査と、前後期残した場合、この2つのもの、2日日程のものを含み込むのかどうなのかというところで、もう一つその下部の議論が出てくるはずで。残すのであったら前期も後期も1日だということであるならば、清水委員がおっしゃっていたように、国として、世の中として、単にどれだけ覚えているかどれだけ計算できるかだけでなく、その子にはどういう可能性があって、どういう人間として今自分にある困難に向かおうとしているのか、その部分に対する学力としての視点が必要であるという、その点についてどう担保するのかという問題が出てきます。

もう一つの大きな論点は面接でございました。面接については、原案としてはすべての受検者にとということですが、これは選択的にすべきか、それとも面接の1つの意義を踏まえてこれはやはり進めるべきか、これについての論点もありました。これがマトリックスのように縦横で絡んでおりますので、今うまく頭の中で図面化できないんですけれども、この

ような論点というか、争点といういろいろな意見が出ているところであり、ここで挙手をして一本化するなんて、そういう話ではございませんので、それぞれのこういった意見があり、とすると、今現時点5回目の段階ではこのようなさまざまな意見が各委員から出されているということ、まずは交通整理してみるということが今の段階での仕事かなと思います。というふうにまとめさせてもらいましたが、いかがでしょうか皆さん。

それでは、まだちょっと残っている案件がございます、8番9番10番11番とあります。予定の時間まであと33分ということですので、続きのほうをご覧ください。7番、学力検査問題の内容、それから選抜業務について、まずこれについて、皆さん質疑をよろしく願います。

内堀委員：7番のイのところ。「すべての受検者に同じ問題を課すのではなく一部の問題の難易度を変えるなど2種類の問題を準備することが考えられる。その場合に云々」という文章になっているんですが、現在の学力検査問題というのは、確かにいわゆる学力の高い子たちは固まってしまったり、あるいは学力が充分でない子たちも固まってしまおうという批判は一部にあるのですが、実際には、問題に難易度をつけながら、ほぼ全員が答えられるであろう問題、かなり正答率は下がるけれども順番を追って考えればたどり着けるであろう問題とか、さまざまな問題を出しているんです。2種類にするということの必要性は、私あまり感じないんです。つまり現在の学力検査問題をよりそういった部分をきっちりやっつけば1種類で充分であろうというふうに思っています。以上です。

清水委員：7番のウなんですけれども、先ほどの3番のエと同じ問題が入ってきますけど、これは来年の4月に実施される中学校の全国学力量習状況調査に英語の4技能のテストが新しく試行として入って、将来的には3年に1回くらいのかたちで英語の4技能も中学校の学力評価の対象になる。それから高等学校の学びの基礎診断という新しい、元々の名前は基礎学力調査（仮称）だったのが、学びの基礎診断という生徒目線の検定のように使うものになったということなんですけれども、それも英語の4技能が入り、それから大学入試の新テストに英語の4技能が入り、実際には個別に英検とかGTECとかいろいろ業者がやっている、そういうテストを利用するかたちで導入しようという話が進んでいますけど、そういう中で見ると、実際に運用はどうするかという大きな問題もありますし、先生方がそれをするということは、多分大変なことで実際難しいと思いますけども、そういう観点としてはこれからの時代の、今の小学生・中学生が高校生・大学生になっていくところまで見越して、プランを考えると、これは大事な視点かなと思って、すぐにどうこうということは私の立場からは申し上げにくいところもあるんですけれども、導入を考えられるということは確かに記載しておく必要があるかなともちょっと思っていました。

赤羽委員：お願いします。7番のウについては先ほど発言させていただいたように、やっぱり盛り込んでいく方向性を示していくということは必要ではないかなという立場です。

それから、アとイ両方にかかわりますが、現在の学力検査の問題を特にここ近年のものを拝見していますと、1つの問題の中に知識・技能を単純に問うだけではなくて、それももちろんありますし、それを活用して解いていくという、解いていく、思考していく道筋を自分なりに考えて臨んでいく問題も入っているように感じております。そういったことも考えますと、例えば、大問はもうやらないとかそういうことではなくて、やはり大問の中にもいろんな問題が組み込まれているという問題の方向性を考えていくということで、すべての子どもたちがどの問題にも臨んでいくという、そういうことが必要だと思います。ですので、先ほど内堀委員がおっしゃいましたが、良問をさらに作っていただくという方向性として考えていただくということで、今の1つの問題ということでよいのではないかなというふうに考えます。

藤森委員長：一委員としていいですか。受検問題というのはペーパーテストの学力検査というのはなんだかんだ言っても非常に大きな要素で、これがどういう質のものなのかというのはかなり学力選抜試験の性格を色づけると思うんです。ここに盛り込むかどうかはともかくとして、実際私も高校現場で15年間勤めていましたけど、大学入試でどういうものが問われるかというのを一番心配するのは子どもたちで、それに見合う授業をしてくれという要望がくるかたちで、日々の授業がある意味、性格づけられるという、そういう部分はあると思うんですよ。もちろん今の授業形態とか学習指導の形態が誤っているとは全く思いませんけども、ただこれからの子どもたちの資質・能力ということを考えると、できるだけ創造的で可能性のある、つまり何ができたかとか何が覚えられているとか、どれだけ記憶したものを出力できるかということではなくて、例えばグラフで示されたものと、人が議論しているものとを関連づけながら、結局何が論点なのか、何が争点なのか、どういうことを書かなければいけないのかということ、主体に考えていけるような、そういう授業改善のメッセージになるような問題になってほしいなというふうに思っているんです。だからちょっと気になるのが思考力・判断力・表現力等も採点されてある種の点数の中で偏差値化されていくんだという、これはもしかするとあまりそちらのほうに走ると清水委員もおっしゃったように学力観が矮小化してしまうのではないかなと危惧があって、じゃあどうすればいいかという問題については、これからもっと具体的な議論が必要だと思うんですけど、難易度という問題ではなくて、子どもたちの思考をどう豊かにさせるか、どういうふうにあってほしいかということへの逆メッセージがあるような試験問題を内容的には考えてほしいなという、そういったメッセージを送ればなと個人的には思っております。あと、ご意見等ありましたらお願いいたします。

木下委員：お願いします。今7の2種類の問題を準備することには反対の意見ということを知りましたが、私もそのように思います。難易度を変えた問題を出すことは県教委や各学校が高校の格差を助長することにつながりかねないと思いますし、また義務教育である中学校現場なのにどちらの問題を課す学校を受けるのかというようなことが出てきてしまいますので、生徒にも大変影響が大きいのでその方向は望ましくないと思います。以上です。

藤森委員長：2種類化についてはやや否定的な意見がいくつか見えましたけれども、よろしいですか。どうぞ、吉田委員。

吉田委員：私も2種類化には反対なんですけれども、例えば2次募集に回った場合の生徒の点数の扱いなど非常に複雑になりますので、これ以上複雑にすることは現場にとって大変負担なので反対です。

藤森委員長：いいですか。時間も押していますので次に行きますね。

8番、選抜業務について、よろしくお願ひいたします。これは負担の軽減というか選抜業務をより合理化できるところはしていきましょうということで、最近大学の話ですけど、志願理由書を含めた入学志願をウェブ上でやるような動きも進んでいますよね、これを盛り込むかとはともかくとして、これについてご意見あったらどうでしょうか。

内堀委員：先ほどもちょっと申し上げたのですが、採点とか入試業務に関して、すべて高校の教員が行っているんですね。そういったところを、例えば先ほど言ったマークシートを導入するというようなことが可能であれば、それ自体は高校の教員が採点しなくてすむような仕組みを作れるわけで、要するに学校の中だけで完結する入学者選抜というところを少し踏み出したほうがこれからはいいと思います。

藤森委員長：今、清水委員と一緒に学びの基礎診断のワーキングをやっていますが、あちらのほ

うは民間業者委託というかたちで、ただ義務教育段階とは違うので、そのへんは微妙ですけども、ただマークセンスの場合は機械的な処理が可能な問題の場合とか、コンピューターが入ってくるような、そういうことまで視野に入っていて、コンピューターベースの試験とかそういったものも選抜業務の中では内堀委員のおっしゃるように、高校の教員が全員で採点するという、こういう視点を拡張する必要があるかなと思いますね。

内堀委員：追加でよろしいですか。ただ私はすべての業務を簡略化することが一番いいことだとは思ってなくて、簡略化できるところはするけれども、現在の入試問題の方向性として記述問題をしっかり課していますし、自分の言葉でどう表現するかということも含めて、そういうものはなくすべきではないと思っておりますので、そここのところの負担が多少あってもそこは高校の教員が採点するべきだと私は思っています。それら全部を高校の教員がやっているから負担がどんどん大きくなる、という意味で発言しました。

木下委員：①のほうには中高の在校生への影響ということが書かれていますけれども、今日の議論の中で、子どもにとってどういった制度が良いのかということが一番大事にしななければいけない点だということが語られていること、大変大事だなと思っています。中学生の可能性を生かす制度ならいいんですけど、中学生に心理的にも物理的にも負担を重くしていくような方向にすべきではないと思います。また、中学校側としましても、指導が多岐にわたり、現在よりもうんと重いものになるということについては大変難しいところがあると思っています。

藤森委員長：受検者にとって一番望ましいものであるということは大原則でありますよね。それでは時間もあと20分ですので、先に進めさせてください。

通学区制につきましていかがでしょうか。アとイと2つ出ています。これについてはマスコミでも報道された部分もありまして、皆さんのご意見伺いたいところですけども。

吉田委員：このたたき台に対して非常に、これを読んだときにびっくりしました。高校からの意見として反対であるということも言ったのにもかかわらず、全県一区とすることが望ましいと考えられるというのが入っていて、反対意見もきちんと入れるべきだと思っております。なぜ反対かということをもう一回申し上げます。やはり、貧困層の生徒というのが確実に存在します。そういう子たちはお金のかかる学校には行けない、定期をバスとか電車に乗らなければいけないような学校には行けないから地元の学校に行くという生徒がいるんです。なのに、これを全県一区にしてしまつて裕福なエリート層が自由に動く、その中で一人が受かれば一人が落ちるわけです。そうやって犠牲になる子どもがいるわけです。また遠距離通学を強いられる生徒が増えていきますので、金銭的だけでなく体の負担も大きくなるわけです。ですから、一学区制というのは非常に面積が小さい都道府県の話であればどの生徒に対しても同じ権利が与えられて同じ条件で通学するのが可能ですけれども、長野県のように非常に広域な県については、これは本当に慎重に審議しなければいけないですし、現状でちゃんと対応できているわけですから、一通学区制にするメリットはないと思っています。それよりもデメリットが大きいので反対ということを書き込んでもらいたいですし、慎重にご審議をお願いしたいと思っています。

藤森委員長：これ一委員として意見させてもらっていいですか。こんな書き方をすると由々しい問題になる気がするんですけど、要するに第1通学区、第3通学区は現在志願承認が必要だったんだけど、2学区と4学区に住んでいる子たちと、それは不公平ではないかという問題があるので、第1・第3においても第2・第4に準ずるかたちで隣接学区の受検を認めていくというだけの話ではないかなと思うのですが事務局いかがですか、それ以外に何か特段の理由があるのですか。

事務局（塩野課長）：特にありません。委員長がおっしゃるとおりであります。

藤森委員長：全県一区というと選挙区みたいな話になっちゃって。全県4区は4区のままでもいいんだけど、受検のときにはできるだけ自分の生活圏は大事にするんだけど、受検のときに不公平がないようにするという文言でよいのではないかと思うのですが。内堀委員どうぞ。

内堀委員：私も前に全県一区という言い方をしましたけど、その趣旨は前に説明したとおりで、1区と3区、北と南だけが例外的な措置になっていて、しかも流動性が増す可能性はほとんどない、そこを認めても今とほぼ変わらないのにそこだけがルール上だめですよという言い方をしているので、そこも認めてあげればいいんじゃないですか、というものなので、表記はこだわらないです。むしろ現行がいい制度なんだということを言いたければ、4通学区のまま、北と南だけが例外的に特別なことをやらなければ行き来できないのを、隣接区と同じような扱いにしていればいいという、私もそういう趣旨です。

藤森委員長：受検条件の公平性という観点から現行の第3通学区、第1通学区の志願承認については見直すということでもよろしいんじゃないかなと思います。イのほうは皆さんこれでいいですよ。隣接からの受け入れについては検討してできるだけ受け入れてあげましょうという方向でいければと思いますけどよろしいでしょうか。

それでは10番いきましょう。インフルエンザ罹患者等に対する追検査等の実施につきましてご意見等ありましたら。先ほど他の都道府県の状況はお話にありましたけれどもいかがでしょうか。

内堀委員：先ほど課長さんのほうから話があって、文科省から求められているということですけども、もう選択の余地がないのであればやむを得ないと思いますけれども、県の独自性が発揮できるのであれば、インフルエンザ罹患者等とはなっていますが、基本的にはインフルエンザだと思っていますので、そこだけ特別扱いするのはどうなのかなと思っています。例えば急性胃腸炎になった生徒とか、もらい事故にあって受検に来られない生徒とか、そういうことを言い出すと、ものすごい幅をもって再受検を認めていかなければいけないと思うんですね。0-157もそうですし、さまざまなことが想定しうるわけです。配慮はしてあげたほうが良いとは思いますが、Aという配慮とBという配慮の差はなんだとなっていけば、ほぼ全部配慮しなければいけないという話になっていくので、インフルエンザだけを取り出してやるということに非常に違和感があるんです。ただ文部科学省からの要請なのか命令なのか知りませんが、それが強いということであればそれはやむを得ないと思いますけれども、基本的にはこういう考え方に基づいて、個別に配慮していくとなると、配慮できない子なんてほとんどないんじゃないですかねという話になっていくので、私は基本的には主体性が県で発揮できるのであれば、これについては議論する必要なしというふうに考えます。

藤森委員長：いかがでしょうか、どうぞ。

土井委員：私も同意見です。どうしてかといいますと、先ほどからそもそも論になってしまいますけれども、入試というのはうんと前から決まっているタイミングで、そして受検というのは、世の中に出たら誰しものがそうだと思いますけれども、目標をもってそこに向かって計画を立てて、策を講じて当日に挑む、これはすべてのことがそうだと思います。ですから、健康管理というのはもちろん大事ですし、親御さんの管理というの、それをして差し上げられない状況にあるご家庭もあるかもしれませんけれども、大人になる第一歩ですから、これは自己管理も大事だと思いますし、私の経験から言いますと、ノロの日に受検をした子がおりま

して、ご存じのように、塾というのは高校現場では嫌がられるかもしれませんが、校門前応援というのを恒例にしております、私担当していた高校の当日に一人の子が来なくて、ギリギリになってふらふらしながら向こうから来た子がノロウイルス。「先生ノロになっちゃった」と「うそだ」と。「保健室で受ける」と言って合格しました。ですから、きちんと力を付けてさえおいて、準備さえやっていたらさまざまなものが味方してくれると思いますので、特にインフルエンザについては、そこまで甘やかさなくていいんじゃないのというのが正直な気持ちでございます。すみません。

藤森委員長：どうぞ。

赤羽委員：追検査等の実施ということで文部科学省からの要請ということもあるのかどうかということもあるわけですが、公平性の担保というところが非常に難しいなということをおもっています。先ほどの今日の論点で委員長のほうで整理していただいた中で、前後期どうするかとか、一本化するのかとか、大きな論点で、今日いろんな意見が出された段階で残っているという段階ですので、そここのところを踏まえた上で、この点については考えていくということも必要ではないかなと思います。本当にこれで追検査受けたほうがいいのかとか、不利益が子どもたちに、どちらが良かったんだろうみたいな、我慢して受けたほうが良かったのかとかそういったようなことで混乱を招いたりとか、子どもたちに不利益が起これないということが大事だと思っています。

藤森委員長：赤羽委員のおっしゃるように、これは6番、4番かな、これと関わってきますね。前後期やるとすれば論理的には全部で4回やるということ想定することになりますから。やったほうがいいんじゃないのというご意見の方いらっしゃいませんか。

清水委員：国のセンター試験は57万人の受検者のうち、自己都合ではない不可避な原因で起こった人たち、数百人のために追試験を同じエネルギーをかけてやっているという実態がある中で、インフルエンザが本人の問題かどうかとは別に、交通の問題とか本人に由来しない原因で起こったときということやっぱ残るような感じがして、そこはさっきの7の一本化云々の問題と連動しますけども、そういう入れ物は本当はあるべきだなと個人的には考えます。

藤森委員長：問題は一部の伝染性の高い疾病に関しては、出向停止というかたちで、つまり来てはいけない、受けてはいけないという処置になってしまう。そこに実は大きな壁があるんだろうな。本人が自己都合でもって結果的にインフルエンザになって熱はあるけど治ってきたから行くという、だけどインフルエンザが治っているという証明がなければ受けてはいけないという現状があるということなんですよ。今日は議論というかたちでここは押さえておきたいと思います。

最後の11番、具体策実施のスケジュール案ですけれども、スケジュールにつきましては今まで全く議論されていませんでした。特に新しい学習指導要領が告示されたあと、実際に施行されて実施されていくのとどういふふうにかかわるのかにつきまして、まず事務局からこれについてどういふふうなビジョンがあるのかお話ししたいと思います。

事務局（塩野課長）：お願いします。実際に現行の制度の中で例えば前期選抜実施するかどうかなど、選抜制度を大きく変更するときには、現在でも基本的には中学2年生が1学期になるとときには、その人たちが受検するときにはこうなりますよと公表するようにしています。したがって、制度を変更するとなると、当然中学生、あるいは小学生への十分な周知の期間が必要でありますし、また受検生の立場だけではなくて高校にとっても受け入れる側で、どういったかたちの制度設計なり受検の準備をするかなどの時間は充分必要だと思いますので、こ

のスケジュールについては十分な周知期間等取っていくと、そういう中で考えていければと思っております。なので、報告書案の中には、例えば新たな制度の導入については教育委員会事務局できちんとした周知期間を踏まえて検討することが必要と考えるというようなかたちで、こちらとしても丁寧な周知を含めて、制度設計を含めて時間を頂戴したいところで、そういった方向性が伝わる文章にしていきたいと思っております。

藤森委員長：中学2年の1学期段階では具体的にこういうふうにするということを公表すると考えますと、実際の実施はX年とすると、少なくともそれより2年前にははっきりとしたかたちで示されなければいけない、さらにさかのぼっていくならば、こういうかたちになる。そうするとすぐに喫緊の状態というわけには当然いかないわけですがけれども、これにつきまして委員の皆様の方からご意見ご質問等ありましたらよろしくをお願いします。

芳原委員：スケジュール的にはOKだと思うんです。周知のところで先ほどお話ありましたけれども、これが小学校段階までの授業改善につながるものでありたいなど、小学校の先生方にもわかってもらって、高校入試が変わるからって高校入試のための授業ではないんだけど、高校入試も変わっていくんだよ、だから私たちの授業も変えないといけないよね、そういう思いが持てるようなメッセージの発信をしていただけたらありがたいなと思います。

藤森委員長：続けてどうぞ。

小林委員：お願いします。今のことに関連するんですけども、前日も私申し上げたんですけども、高校側の、今委員長さんがおっしゃった、入試で何が問われているかということとはとても大切なことだという、子どもたちもそれに関心があるということを見ると、大学入試、高校入試ということの流れの中で小・中の先生方がこの状況をどう捉えるか、どう捉えどう自分の授業改善に活かしていくかというときにどうしても高校の先生方の言葉というものがとてもヒントになるような感じがします。例えば総合教育センターでやる講座の中に小・中・高の先生方が一緒になってその教科のことを考える場を意識的に多くしていただく中で、教科の交流がなお一層図れる。あるいはもっといったら、教育課程の交流みたいなものについても相互理解ができるようになるみたいな、そういう流れが必要になってくるのではないかなと思いました。以上です。

藤森委員長：続いていかがですか。はい、お願いします。

木下委員：スケジュールについては、またさっきの繰り返しのようになりますけども、何よりも生徒や保護者に充分理解されることが必要ですし、学校現場にとっても非常に重要なことですので、そういった意味から慎重であるべきだと思います。ですので、この報告書には具体的にいつということをはっきり明記するのではないような方向を望みます。

藤森委員長：ちょっと話がそれるかもしれませんが、大きな入試の制度改革の場合は、国もやっていますがプレテストってありますよね。それは今回事務局の中でそういったことは考えていますか。

事務局（塩野課長）：現時点ではそこまでの検討はしてございません。まずは、新たなものを導入するとして、実際にどんなふうにご発表してどういう周知期間を取って、どの受検生からそういった制度になるのかというようなところを今検討しているところでありまして、これは一方では新指導学習要領が34年から高校では入ってくると、そういった導入の時期のこともやはり考えなければいけませんし、先ほど清水委員さんもおっしゃいました大学の入試の改革、そういったものとの整合性というか、動きとの兼ね合いながら考えていかないと

といけませんし、それからもう一つは先ほどからお話出ていますとおり、それが小学校・中学校の授業改善、子どもたちの育ちにつながるようなかたちでどういうふうにしていくのいいか、そういった観点から実施時期については、今慎重にこちらとしても検討しているところで、プレテストをどうするかということについては、まだまだ具体的な検討はできていない状況です。1つの方策ではあると思いますけれども。

藤森委員長：拙速にならないようにということでもよろしくお願いします。よろしいでしょうか。時間も押してまいりました。本日の議論はここまでとさせていただきます。いちいち復唱しませんが、かなりいろんなご意見が出て、それを1つにまとめるには非常に困難な二者択一的なご意見も出ております。それだけいろいろここで白熱して、子どもたちのためにどういう受検機会の提供がいいのかという議論であったと思いますので、このあと、今回はこれについて十分に議論を重ねまして報告書の完成につなげていければと思います。いろんな修正点というか、いろんな議論がありましたので、その点ちょっと、論点整理したかたちで事務局にはお手数ですが、次回の資料づくり、素案づくりをよろしくお願いいたします。先生方そういうかたちでよろしいですか。

吉田委員：すみません、まとめ方についてぜひお願いなんですけれども、今回の素案のように、これまで反対として出した意見がすべて排除されるようなまとめ方はしてほしくありません。やはり、この有識者委員会として責任をもって私たちも発言しておりますので、きちんと民主主義に則って、反対意見も併記するような、そういったまとめを作っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

藤森委員長：よろしくお願いします。言い残された方いらっしゃいませんか。今年最後の発言になります。

それではこれもちまして本日の協議事項を終了させていただきまして事務局にお戻します。ありがとうございました。

## 5 閉会

事務局（宮本教育幹）：藤森委員長さん、会議の進行ありがとうございました。委員の皆様、長い間の白熱した議論ありがとうございました。次回は第6回目になりますので、1月24日水曜日の15時から17時ということで開催させていただきます。終了後に最後になりますので、懇親会を計画させていただいておりますのでよろしくお願いいたします。それでは、これもちまして第5回の長野県高等学校入学者選抜制度等検討委員会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。